

令和7年度 養老町人事行政の運営状況の公表

養老町人事行政の運営状況の公表に関する条例に基づき、次のとおり公表します。

この条例は、前年度における町職員の採用や給与をはじめ勤務条件に関する事、さらに職員研修や福利厚生に関する事などを公表することについて定めたものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員数

区 分	職 員 数			主 な 増 減 理 由
	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減 数	
一 般 行 政	169	163	△ 6	退職者不補充
消 防	64	63	△ 1	退職者不補充
教 育 委 員 会 事 務 局	19	22	3	体制強化のための増
公 営 企 業 等（上 水 等）	24	23	△ 1	退職者不補充
合 計	276	271	△ 5	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除いています。

(2)競争試験の受験者数と最終合格者(令和7年度)

試 験 区 分	募 集 人 数	受 験 者 数	最 終 合 格 者
一 般 行 政 職	若 干 名	15	6
保 健 師	若 干 名	2	1
社 会 福 祉 士	若 干 名	1	0
保 育 教 諭	若 干 名	2	2
司 書	若 干 名	6	1
消 防 職	若 干 名	19	9
管 理 栄 養 士	若 干 名	2	2

(3)採用者数及び退職者数

区 分	R7.4.2～R8.4.1
採 用 者	19
退 職 者	19

(注) 採用者数は、県教育職員(割愛)1人、任期付職員1人、再任用職員1人、
退職者数は、県教育職員(割愛)1人、任期付職員2人を含んでいます。

2 職員の人事評価の状況

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び業績を評価することにより、職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図ることを目的としたものです。また、その結果を異動・昇任・給与など、人事給与制度全般に活用することにより、職員のやる気と能力を高め、組織全体を活性化していくことを目指しており、本町においても、直近の人事評価の結果を、定期昇給及び勤勉手当に反映しています。

区 分 (一般職の場合)		評 価 者		
		1 次 評 価 者	2 次 評 価 者	調 整 者
被 評 価	部 長	副 町 長 教 育 長	—	町 長
	課 長	部 長	副 町 長 教 育 長	町 長

者	一般職員(主幹以下)	課長	部長	副町長 教 育 長
---	------------	----	----	--------------

3 職員の給与の状況

(1) 職員の平均給料月額及び平均年齢

区 分	平均給料月額	平均年齢
一 般 行 政 職	317,200円	41.5歳

(令 和 7 年 4 月 1 日 現 在)

(2) 職員の初任給の状況

区 分		養 老 町		国	
		初任給	採用2年後	初任給	採用2年後
一 般 行 政 職	大 学 卒	232,000円	240,900円	232,000円	240,900円
	高 校 卒	200,300円	211,600円	200,300円	211,600円

(令 和 7 年 4 月 1 日 現 在)

(3) 経験年数・学歴別平均給料月額

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一 般 行 政 職	大 学 卒	276,300円	326,000円	362,000円
	高 校 卒	—	267,700円	371,500円

(令 和 7 年 4 月 1 日 現 在)

(4) 一般行政職の級別職員数と構成比

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	合 計
標 準 的 な 職 務 内 容	主 事	主 任	主 査	係 長	課 長 補 佐	課 長 主 幹	部 長	
職員数(人)	18	31	17	20	18	22	6	132
構成比(%)	13.6	23.5	12.9	15.2	13.6	16.7	4.5	100.0

(令 和 7 年 4 月 1 日 現 在)

- (注) 1 養老町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(5)職員手当の状況

区 分	養 老 町	国の制度
期末手当 勤勉手当	期 末 手 当 勤 勉 手 当 期 別 計 6 月 期 1.250 月分 1.050 月分 2.300 月分 12 月 期 1.275 月分 1.075 月分 2.350 月分 計 2.525 月分 2.125 月分 4.65 月分 職制上の段階・職務の級等による加算措置 有	同 じ
退職手当	(支給率の例) 自 己 都 合 定 年 退 職 勤 続 20 年 19.66950 月分 24.586875 月分 勤 続 25 年 28.03950 月分 33.27075 月分 勤 続 35 年 39.75750 月分 47.70900 月分 最 高 限 度 額 47.70900 月分 47.70900 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算) 1人当たり平均支給額 自己都合等 2,190 千円 定年退職 該当者なし	同 じ

(注) 1 本町は、岐阜県内の市町村で組織されている退職手当組合に加入しており、退職手当事務は同組合で処理しています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員(全職種)に支給された平均額です。

(6)その他の職員手当の状況

区 分	養 老 町	国の制度
扶養手当	配偶者 3,000 円 子 1人につき 11,500 円 その他の扶養親族 1人につき 6,500 円 扶養親族のうち16歳から22歳までの子 5,000 円加算	同 じ
住居手当	家賃の額に応じ 最高 28,000 円まで	同 じ

区 分	養 老 町	国の制度
通勤手当	交通機関を利用して通勤する場合 運賃の額に応じ 55,000 円以内 自動車等を利用して通勤する場合(片道2Km以上の使用者に対し支給) 距離に応じ 2,000円から38,700 円	同 じ

(7)特別職の給料・報酬の状況

区 分	給料・報酬月額等	期末手当
町 長	744,000 円	6 月 期 2.30 月分
副 町 長	637,000 円	12 月 期 2.35 月分
教 育 長	540,000 円	計 4.65 月分
議 長	320,000 円	6 月 期 2.30 月分
副 議 長	285,000 円	12 月 期 2.35 月分
議 員	265,000 円	計 4.65 月分

※教育長は、平成27年10月より特別職の給料を適用

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間

勤 務 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで 7時間45分（休憩時間を除く）
---------	------------------------------------

（注）職種や職場により異なります。

(2)休暇制度

区 分	付与日数	内 容
年次有給休暇	1 年 に つ き 2 0 日	翌年に限り20日を限度として繰り越すことができる 年の中途に採用された職員は在職期間に応じて付与する 令和7年中 平均取得日数 9.8日
特 別 休 暇	内 容 に よ り 異 な る	結婚休暇(5日)、夏季休暇(3日)、産前産後休暇(産前 6週間、産後8週間)、慶弔休暇(1～7日)、ボランティア 休暇(5日) ほか
介 護 休 暇	6 月 以 内	職員と同居する配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、 孫及び兄弟姉妹を2週間以上にわたり介護する場合 令和7年度中 介護休暇取得者数 1人

5 職員の休業に関する状況

育 児 休 業	子が3歳に達するまで (無 給)	3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達するまで育児 休業を取得することができる 令和7年度中 育児休業取得者数 16人
部 分 休 業	子が小学校就学の 始期に達するまで	小学校就学前の子を養育するため、その子が小学校就学の始期に 達するまで、1日2時間を上限として部分休業を取得することができる 令和7年度中 部分休業取得者数 10人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員の身分保障を前提とし、病気などの事由によりその職務を十分果たすことができない場合にのみ職員の意に反して行われる処分のことをいいます。これは、公務の効率性を維持向上することを目的として行われるもので、免職・休職・降任・降給の4つの処分があります。

なお、令和7年度においては、分限処分(休職処分)が5件ありました。

また、懲戒処分とは職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として、任命権者が職員に対し制裁措置として科する処分のことをいいます。この懲戒処分には、免職・停職・減給・戒告の4つの処分があります。

なお、令和7年度において、懲戒処分(停職・減給)は5件ありました。

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条の規定により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

また同法第35条の規定により、職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており、営利企業等への従事も制限されています。

なお、令和7年度において服務義務違反者はありませんでした。

8 職員の退職管理の状況

本町では、職員の再就職に関する透明性及び公正性を確保するため、「養老町職員の退職管理に関する規則」を制定しました。平成28年度以降の退職者に関しては、退職時に課長級以上であった職員について、退職後2年間の再就職状況を公表していきます。

なお、令和6年度に退職した課長級(課長相当職)以上の職員2人のうち、令和7年4月1日時点で把握している再就職者の状況は下記のとおりです。

再就職先	人 数
本町再任用	2

9 職員の研修の状況

・内部研修

区 分	受講者	研修日数	研修の目的
初任者研修 (新規採用職員対象)	6 人	2 日間	町長や町職員を講師に招き、町政や公務員倫理、町職員としての心構え、人権尊重のための知識、AED操作法などを学ぶ。
さすまた取扱研修	24 人	1 日間	不審者の侵入や凶行に備え、さすまたの正しい使い方や護身術を学び、日頃の防犯意識を高める。
メンタルヘルス研修	54 人	1 日間	職員がメンタルヘルスに関する正しい知識を身に付け、心の健康状態を理解する。
人事評価制度研修	23 人	Eラーニング (60日間)	人事評価制度の概要、基礎知識を習得する。
やさしい日本語研修	41 人	1 日間	日本語を母国語としない方や、高齢者等に対し「やさしい日本語」を使用し応対する方法を習得する。

区 分	受講者	研修日数	研修の目的
新規採用職員研修	5 人	2 日間	自治体職員としての役割・倫理・仕事の取り組み方・職場の人間関係・マナー・接遇を学ぶ。
新規採用職員 フォローアップ研修	5 人	1 日間	実務を経験した上で、研修で学んだ能力を再確認し、更なる能力の向上を図る。
3～5年目職員研修	5 人	2 日間	組織でのコミュニケーション能力を身につけるとともに、事務処理能力の向上を図る。
中 堅 職 員 研 修	14 人	2 日間	中堅職員としての役割を理解した上で、課題発見解決能力を習得し、後輩職員の指導、育成能力の向上を図る。
係長級職員研修	9 人	2 日間	係長の役割を理解し、組織に必要なマネジメント能力・人材育成能力の向上を図る。
課長補佐級職員研修	2 人	2 日間	職場の業務遂行能力を向上させ、組織の使命を現場レベルで達成できる職務執行体制の確立を図る。
課長級職員研修	2 人	2 日間	時代の変化をリードする課長の役割、行政経営戦略を学び、経営能力の育成を図る。
接遇基礎研修	1 人	1 日間	自治体サービスの資質向上を目指し、住民が満足するCS(住民満足度)へ展開するためのコミュニケーション技術と対人関係能力の向上を図る。
民法講座 (財産法) 【オンライン】	5 人	2 日間	民法(財産法)の基礎知識を習得し、公務員として必要な基礎的能力を育成するとともに職場での実務に役立てる。
地方自治制度・ 地方公務員制度講座 【オンライン】	1 人	2 日間	地方公共団体の使命や、公務員の規律などを法の条文を通して認識するとともに、地方自治制度・地方公務員制度について理解を深め、実務能力の向上を図る。
行政法講座	1 人	2 日間	行政活動の法的な意味を理解するとともに、日常業務を法的な視点で捉え、対応できる実務能力の向上を図る。
公文書作成講座 【オンライン】	2 人	1 日間	行政職員として必要な文書作成能力の向上を目指す。
アサーティブコミュニケーション研修	1 人	2 日間	相手の状況・気持ちを尊重しながら、自分の主張を正直に伝えるコミュニケーション能力を養い業務の円滑化を図る。
メンタルタフネス講座	2 人	1 日間	心の病にかからないための行動や考え方、ストレスをかけないコミュニケーション、動機づけを学ぶ。自己分析・自己管理を中心に、ストレスに対する理解を深めストレスの対処法を習得する。
事務ミス防止研修	2 人	1 日間	なぜミスが起こるのか考え、ミスを防止し、制度の高い仕事を行うための手法や心構えを習得する。

条例の見方・つくり方 基 礎 講 座 【オンライン】	2	人	2 日間	法制執務の基礎的な知識及び技法を習得することにより、職務を的確に遂行できる能力を養成する。
条例の見方・つくり方 実 務 講 座	1	人	2 日間	変わりつつある自治体法務の動向及び条文構造の専門知識を習得し、条例・規則の立案能力向上を目指す。
法制執務基礎講座 (Eラーニングコース)	3	人	Eラーニング (60日間)	条例・規則の制定や改廃等、法制執務の基礎的な知識及び技法を習得する。
人事評価者講座	2	人	2 日間	人材育成につなげるための人事評価の考え方を理解するとともに、評価者に求められる能力を養う。また、人事評価能力
統計概論	1	人	1 日間	統計情報(アンケートなど)の収集の仕方や読み方(データリテラシー)を習得することにより、各種統計の活用能力の向上を図る。
面接試験技法研修	2	人	1 日間	面接試験の基礎と、真の姿を見るための質問の仕方、適切な評価の仕方を学ぶ。
災害対応実務講座	1	人	1 日間	大規模災害が発生した時に役立つ実務上の知識を習得する。

・その他の研修

区 分	受講者	研修日数	研修の目的
西南濃6町若手職員 合同研修・交流会	8 人	1 日間	担当職務分野を超えて幅広く交流・意見交換することにより、西南濃地域に対する意識を高めるとともに、職員間の相互理解を深め、もって各町間の連携と職員相互の信頼感を醸成することを目的とする。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理等に関する状況

職員の疾病予防と健康の増進を目的に、健康診断(年1回)を実施しています。健診の実施後には本人に対して健診結果を通知するとともに、異常の認められた職員に対しては、産業医による事後指導を行うなど職員の健康保持に努めています。

(2) 共済制度

職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上を図るため、岐阜県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は、健康保険に相当する短期給付、厚生年金に相当する長期給付をはじめ福祉事業(健康の保持増進のための保健事業や、住宅資金などの貸付事業など)を行っています。

また、養老町職員互助会を組織し、福利厚生事業の充実を図っています。

令和7年度の主な個人給付事業(実績)は下表のとおりです。

区 分	結 婚 祝 金	弔 慰 金	退会給付金	災害見舞金	入院・傷病 見 舞 金	人間ドック補助
件 数	10	7	19	0	5	36

(3) 公務災害補償制度

町職員が、公務上の災害(公務災害)や通勤途上の災害(通勤災害)を受けた場合には、一般の労働者災害補償保険に相当する地方公務員災害補償基金より補償を受けます。

令和7年度の公務災害の認定状況は次のとおりです。

区 分	認 定 件 数	
	公 務 災 害	通 勤 災 害
一 般 行 政 職	1	0
技 能 労 務 職	0	0
合 計	1	0

11 公平委員会に係る業務の状況

公平委員会とは、職員の勤務条件についての措置要求や懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求又は異議申立てについて審査を行う行政委員会です。

令和7年度の公平委員会に係る業務の状況は次のとおりです。

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0
不利益処分に関する不服申立ての状況	0
苦情処理の状況	0